

山梨県公報

号外第三十一号

平成二十二年

四月一日

木 曜 日

目 次

条 例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例……………一

条 例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年四月一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十七号

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、同条第一項中「授業料」を「第一項各号に該当する者に係る授業料及び県立特別支援学校の授業料」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。 県立高等学校の授業料は、当該県立高等学校に在学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には限り、徴収するものとする。

- 一 高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条第一項に規定する高等学校等(修業年限が三年未満のものを除く。))をいう。(を卒業し、又は修了した者
- 二 一の県立高等学校(専攻科を除く。)に在学した期間(次項において「在学期間」という。))が規則で定める基準修業年限を超える者
- 三 専攻科に在学する者
- 四 科目履修生(単位制高等学校教育規程(昭和六十三年文部省令第六号)第九条に規定する科目履修生をいう。))

2 在学期間の計算方法については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例第二条の規定は、平成二十二年度分の授業料から適用し、平成二十一年度分以前の授業料については、なお従前の例による。

(専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部改正)

3 専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例(平成十九年山梨県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第二条第三項」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番